

令和4年9月21日

告示

当財団は、本日JBCルール第15条、JBC制裁規定第2条3項、第3条第1項1号及び第5条2項1号に基づき、駿河男児ボクシングジム（以下「駿河男児ジム」という）所属ボクサーである木村蓮太郎（ライセンスNo.49226）選手を嚴重注意処分とする。

理由： 駿河男児ジム木村蓮太郎選手は、令和4年7月10日未明、富士市内において飲食店店員に頭突きをした暴行の疑いで現行犯逮捕された。不起訴処分になったとは言え新聞に事件を報道されたことは、スポーツとしてのプロボクシングの信用と名誉を著しく棄損するものであり、当財団は木村蓮太郎選手を嚴重注意処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション